

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

議会広報紙編集 会議	議会に関する情報等を市民に発信するため、 議会広報紙の編集に関する事項について協 議を行う	議長が指名した議員	議会広報紙編集会 議の会長
議会広報広聴推 進会議	議会に関する情報等を市民に発信するとと もに、市民の多様な意見を的確に把握するた め、議会広報広聴の推進に関する事項（議会 広報紙の編集に関する事項を除く。）につい て協議を行う	議長が指名した議員	議会広報広聴推 進会議の会長

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

議会広報紙編集会議及び議会広報広聴推進会議を設置するため、提案するものである。